

第10回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年11月21日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員、石原委員、沼田委員、菟川委員、
矢内委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、小松委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、
松島委員、渡邊委員

オブザーバー

佐藤（亮）、橋本、水間、河合、工藤、鶏徳、佐藤（冴）、渡部

事務局

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、
石川主事

1 開会

2 全体会議

（1）会議日程の変更について

会議等の日程変更について、会議資料により事務局から説明した。主な日程の変更は以下のとおり。

○1月に会議を2回追加し、検討項目④の検討時間の増加を図った。

○P I活動の期間を2月から3月中旬までとした。

○P I活動の期間の変更に伴い、3月に行う会議を2回から1回へと変更した。

（2）検討項目③白河市のまちづくりの主体とその役割・責務～まちづくりの主人公とは？～（総まとめ）

検討項目③の各グループの検討内容を事務局でとりまとめた総まとめについて、会議資料により事務局から説明し、その後質疑応答を行った。質疑応答の概要は以下のとおり。

【質疑応答の概要】

○まちづくりの主人公としての位置づけを、事務局ではどこに置くべきと考えているのか。

→これまでの議論を踏まえれば、まちづくりの主人公は、市民ということになるのではないか。(事務局)

- 「市民」の定義について、外国人籍の方も読めるように思う。「市民参画」と言っ
て、外国人籍の方への参政権まで認めるということになると、現行法規の枠
組みを超えることとなってしまうが、その辺の整理はどういうことになるのか。
→当然、市長や市議会議員の選挙権や各種直接請求権等の参政権は、現行法規
の中で枠組みが決められており、それを超えたり変えたりしようということでは
全くない。「市民参画」を検討項目②で定義しているが、市民参画として想定
しているのは、あくまで、行政側が行う政策の企画立案、実施、検証、評価に
ご参加いただき、広く意見をいただくということである。そして、行政側は、
頂いた意見を参考に最善の条例や政策をつくり、議会に諮り、議会が議論の上
議決することになる。このため、行政側の企画立案等の段階で意見を伺うこと
自体は、現行法規の枠組みを超えるものではない。(事務局)

3 グループ別会議

検討項目④「白河市のまちづくりを進めていくためにルール化すべきことは？～白
河市のまちづくりの基本ルールを考えよう～」の検討に入った。これまでの検討内容
をもとに事務局がまとめた「白河市自治基本条例素案中間とりまとめ案」について、
これから修正・追加の作業を行うこととなる。今回と次回の前半で、中間とりまとめ
案の「第1 自治基本条例の必要性」から「第4 白河市自治基本条例素案の構成」
までの修正・追加内容をグループごとに検討し、発表を行う。

4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局
から説明した。

5 閉会